

災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書（案）

盛岡市（以下「賃貸人」という。）と（※事業候補者）（以下「賃借人」という。）とは、賃貸人及び賃借人が、令和〇年〇月〇日付けで締結した飲料等自動販売機設置場所賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、賃借人が設置した飲料等自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の販売品に係る無償提供の取扱いに関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品の無償提供に関する取扱いについて定めることにより、賃借人が本件自動販売機を設置した施設等（以下「本件施設等」という。）の来場者、職員、その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者等の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 賃貸人は、災害が発生した場合において、賃借人の協力が必要であると判断した場合は、この協定に基づき、賃借人に対して書面で協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、賃貸人は、賃借人に対して口頭又は電話等により協力を要請することができるものとする。ただし、この場合において、賃貸人は、賃借人に対して、速やかに協力の要請に係る書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 賃借人は、前条の規定により賃貸人から協力の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、協力するものとする。

（1）本件自動販売機内の販売品の在庫全てを上限として、無償提供すること。

（2）本件自動販売機の取扱いについて、賃貸人に必要な助言を行い、又は本件自動販売機の操作を行うこと。

（3）その他、賃貸人及び賃借人が協議の上、必要があると認めたこと。

2 賃借人は前項に規定する事項を履行するために必要な物品、操作方法を記載した書面等をあらかじめ賃貸人に提出するものとする。

3 賃貸人は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

4 賃借人は、本件施設等の管理者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者である場合についても、賃貸人が本件施設等の管理者である場合と同様の協力を行うものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、賃貸借契約の期間とする。ただし、賃貸借契約が解除された場合は、解除の日までとする。

（費用負担）

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て賃借人の負担とする。ただし、賃貸人が必要であると認めた費用については、この限りではない。

（協議）

第6条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、賃貸人

及び賃借人が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、賃貸人及び賃借人が記名押印して、それぞれその1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

盛岡市内丸12番2号
(賃貸人) 盛岡市
代表者 盛岡市長 内 舘 茂 印

住 所
(賃借人)
氏 名 印

【本件施設等の表示】

No.	施設等の名称	所在地（住 所）	設置台数
1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	盛岡市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇台
2	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	盛岡市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇台
3	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	盛岡市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇台

【本件施設等の指定管理者】

【本協定に関する担当（連絡先）】

賃貸人	〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市 〇〇部 〇〇課（〇〇係） （連絡先）電 話 019-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課直通） 019-651-4111（代表）（内線）〇〇〇〇 F A X 019-622-6211（代表）
賃借人	〒 （連絡先）電 話 F A X